多様な広域化の推進について

平成30年9月

総務省自治財政局公営企業経営室

広域化の意義と期待される効果

- 広域化はそれ自体が目的ではなく、あくまで経営基盤強化のための手段である
- 経営環境が厳しさを増す中、多様な広域化を検討し、浄水量、人員、発注規模等が拡大することによるスケールメリットを経営改善につなげていくことが重要である
- とりわけ、経営主体が同一となる事業統合や経営の一体化は、浄水場等の施設の統廃合や 人員、料金収入等の経営資源の平準化を進めやすく、広域化効果の最大化が期待される
- 一方、経営主体が異なっても、浄水場等の一部の施設の共同設置や管理の共同化等により、 施設の統廃合や民間委託コストの削減等が可能となり、更新投資や維持管理費において大き な削減効果が期待される
- また、事務やシステムの共同化、データ管理の一元化等、事務の広域的処理により、人員体制の強化による技術水準の確保や民間委託コストの削減、事務処理の効率化等の効果が期待される
- なお、広域化の検討過程においても、合同の技術研修会や災害時の応援協定の締結等、広 域的な連携を深めていく取組が重要となる

多様な広域化を推進するための取組

(これまでの広域化の取組と検討状況)

- 各都道府県に対し、すべての市町村等を構成員とした検討体制を早期に構築した上で、平成 30年度までに検討結果を公表することを要請した
- 現在、検討体制はすべての道府県において構築されているが、公表済みを含め平成30年度 までに検討結果を公表予定の団体は21団体となっており、取組状況には温度差がある

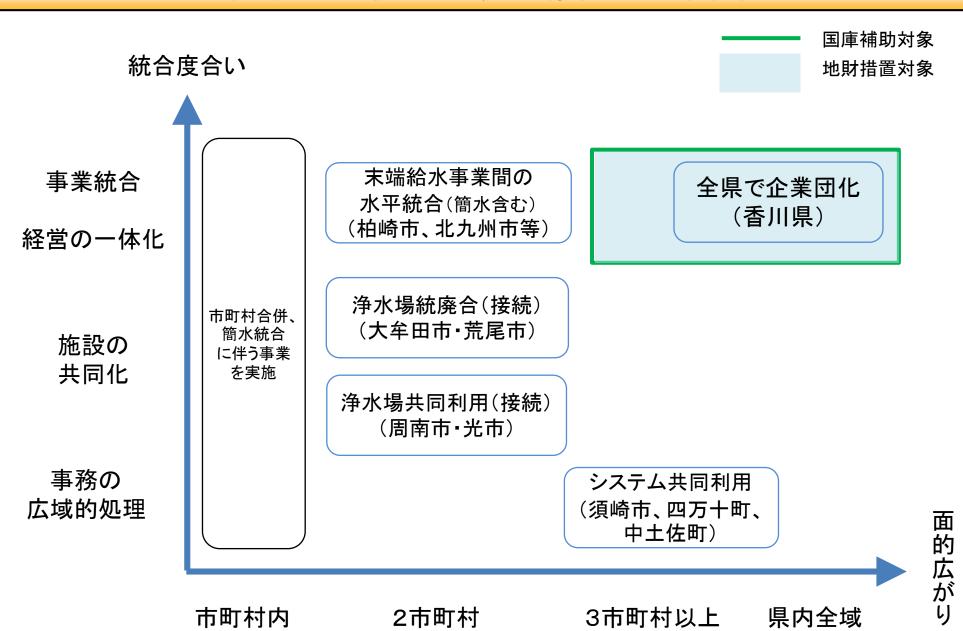
(広域化を推進するための今後の取組)

- 市町村の区域を越えた広域化を進めるためには、引き続き、都道府県を中心に広域化の枠 組みを検討することが重要である
- このため、都道府県に対し、これまでの広域化の検討結果を踏まえ、広域化の具体的な取組 を盛り込んだ計画の策定を求めていくことが有効ではないか
- その際、都道府県は、水道事業者である市町村等と十分協議するとともに、区域全体を俯瞰 して持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが必要である

(広域化に係る地方財政措置)

- 先に述べた多様な広域化による幅広い効果を踏まえ、広域化に係る地方財政措置については、国庫補助の対象とならない事業も対象に含めるなど、措置の拡充を検討すべきではないか
- あわせて、広域化の取組の障害除去として、高料金対策、簡易水道事業に係る地方財政措 置の激変緩和についても検討すべきではないか

広域化に係る地方財政措置の対象範囲



広域化推進のための計画について

- 現在審議中の水道法改正法案においては、水道事業の基盤強化のために必要な取組の全体像について、都道府県が「水道基盤強化計画」を定めることができる規定が盛り込まれており、 広域化は基盤強化の中核として位置づけられている
- しかしながら、水道基盤強化計画の策定には一定の時間を要すると考えられることから、広域 化の取組を見える形で速やかに進めるためには、都道府県に対し、広域化の具体的な取組に 特化した計画(以下、「広域化プラン」)の策定を先行して求めてはどうか
- その際、最終的に水道基盤強化計画へ集約することを見据え、国においては、水道基盤強化計画との関係を事前に十分整理した上で、広域化プラン策定のための基本的な指針を示すとともに、策定の支援策についても検討すべきではないか
- 広域化プランの記載事項として、以下のような項目が考えられるのではないか
 - ①各水道事業の現況(資産の状況、職員の状況、経営の状況等)
 - ②各水道事業の将来展望(需要量の推計、更新投資額の推計、料金水準の推計等)
 - ③広域化パターンごとの財政シミュレーション
 - 4 具体的な広域化の計画区域
 - ⑤計画区域ごとの広域化の基本方針(実施内容、年次目標)
 - ⑥計画区域ごとの当面の年度別事業計画
 - ※ 複数の広域化パターンについて併記し、事業を進める中で取組内容を深めていくことも考えられるのではないか